

請 願

平成30年12月須賀川市議会定例会

請願番号	受 理 年月日	請 願 名	請 願 者	紹介議員	資 料 ページ
請願第8号	H30. 11. 26	県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願	須賀川市[REDACTED] 新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子	丸本由美子	1~3
請願第9号	H30. 11. 26	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書	須賀川市[REDACTED] 新日本婦人の会須賀川支部 支部長 片野ミチ子	横田洋子	4~5
請願第10号	H30. 11. 26	須賀川市庁舎敷地内の大木（ケヤキ・イチョウ）の保存を求める請願について	須賀川市[REDACTED] 須賀川知る古会 会長 影山章子	大河内和彦	6

2018年11月26日

須賀川市議会議長 佐藤瞭二 様

請願団体

新日本婦人の会須賀川支部

支部長

片野ミチ子

住所

須賀川市

TEL

紹介議員

丸本由美子

県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」提出についての請願

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきています。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は県内29市町村へと広がりを見せています。

学校給食費は、年額約5～6万円と保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であることから、無償化することにより保護者の負担は大きく軽減されます。

また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯が増えている現状もあります。夏休みなどの長期休み中、十分な食事がとれず見るからにやせ細って始業式を迎える子や、学校給食が唯一栄養バランスのとれた食事だという子も見受けられます。

2017年2月、私たち新日本婦人の会福島県本部は「子育て世代の要求をつかもう」と、県内の放課後児童クラブなどの保護者を対象に子育てアンケートを実施し、1717人から回答を得ました。「公費でまかなってほしい教育費」の第1位は教材費、ついで2位が給食費でした。

2010年、栃木県大田原市が学校給食無料化を実施する際、学校給食法との整合について文科省に問い合わせ、次の回答を得ています。「学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めており、学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている（「学校給食執務ハンドブック」の質疑応答説明に記述。）また、負担



軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる」。

学校給食は「食育」と位置付けられ、教育活動の一環です。文科省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することは可能です。

また、約 80 億円の県予算があれば、全市町村で無料化が実施できることが試算されています。県が掲げる「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」の実現にむけて、県の事業として学校給食費の無料化を実施することを求め、請願するものです。

議会におかれては、以上のことから、県内どこに住んでいても、すこやかな子どもたちの成長を保障するうえでも次の項目の意見書を採択し、県に提出していただくことを求めます。

1、学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

## 学校給食費の無料化を求める意見書（案）

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。自治体予算で学校給食費を全額無料にした相馬市、金山町、下郷町の3市町をはじめ、半額補助や一部補助をする自治体は県内29市町村へと広がりを見せている。

学校給食費は、年額約5～6万円と保護者が学校に納めるお金の中で最も高額であることから、無償化することにより保護者の負担は大きく軽減される。

また、経済的に困窮し、給食費を滞納する世帯が増えている現状もある。夏休みなどの長期休み中、十分な食事がとれず見るからにやせ細って始業式を迎える子や、学校給食が唯一栄養バランスのとれた食事だという子も見受けられる。

2017年2月、新日本婦人の会福島県本部は「子育て世代の要求をつかもう」と、県内の放課後児童クラブなどの保護者を対象に子育てアンケートを実施し、1717人から回答を得た。「公費でまかなってほしい教育費」の第1位は教材費、ついで2位が給食費であった。

2010年、栃木県大田原市が学校給食無料化を実施する際、学校給食法との整合について文科省に問い合わせ、次の回答を得ている。「学校給食法では給食に係る経費の負担区分を定めており、学校給食費とされるのは食材料費及び光熱水費となり、原則として保護者負担となる。しかし、これは経費の負担関係を明らかにしたものであり、法律の趣旨は、設置者の判断で保護者の負担を軽減することは可能とされている（「学校給食執務ハンドブック」の質疑応答説明に記述。）また、負担軽減の手続き論まで定めていないので、軽減の方法に制約はないと思われる」

学校給食は「食育」と位置付けられ、教育活動の一環である。文科省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することは可能である。

また、約80億円の県予算があれば、全市町村で無料化が実施できることが試算されている。県が掲げる「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」の実現にむけて、県の事業として学校給食費の無料化を実施することを求めるものである。

以上のことから、県内どこに住んでいても、すこやかな子どもたちの成長を保証するうえでも次のことを強く要請する。

- 1、学校給食費の保護者負担分を無料にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年11月26日

2018年11月26日

須賀川市議会議長 殿

請願団体 新日本婦人の会須賀川支部

支部長 片野ミチ子

所在地 須賀川市

紹介議員



横田 洋子

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

【請願趣旨】

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。8%への消費税増税と物価上昇、年金カット、実質賃金の低下、医療・介護などの社会保障費負担増のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっています。大規模な自然災害も相次ぐ中、自治体の財政も消費税で大きく圧迫されています。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行くと繰り返し表明しています。税率10%の引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円=1世帯当たり8万円の増税という試算も出ています。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来します。

加えて「軽減税率」は飲食料品と新聞の税率を8%に据え置くというもので、消費税率は現在と変わりありません。キャッシュカード決済での還元や、自動車税、住宅ローンなどの減税の案なども出されていますが、そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する納税制度です。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を謳っています。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただし、軍事費や不要不急の大型公共事業工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をすすめることも可能です。そうすれば財政再建の道も開かれ、社会保障制度の拡充もすすみます。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めます。

以上の趣旨から下記事項について請願いたします。

【請願事項】

- 一、2019年10月の消費税10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこと



## 消費税増税中止を求める意見書（案）

市民の暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況である。消費税増税と物価上昇、年金カット実質賃金低下、医療・介護などの社会保障費負担増のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっている。大規模な自然災害も相次いでいる。自治体の財政も消費税が大きく圧迫している。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまで行うと繰り返し表明している。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、「軽減」分を差し引いても4.6兆円＝1世帯当たり8万円の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来する。

加えて税率引上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と新聞代は税率8%に据え置き、キャッシュカード決済での還元や、自動車税、住宅ローンなどの減税の案なども出されているが、そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請している。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれる。

以上のことから、次のことを強く要請する。

- 一、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える、2019年10月の消費税率10%への引き上げを中止すること。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

2018年11月26日

平成30年11月26日

須賀川市議会議長  
佐藤瞭二 様

【請願者】

住 所 福島県須賀川市  
氏 名 須賀川知る古会  
会長 影山章子  
紹介議員 大河内和彦



須賀川市庁舎敷地内の大木(ケヤキ・イチョウ)の  
保存を求める請願について

1. 請願の要旨

昨年市庁舎が完成し、tette も来年1月のオープンを控え、震災直後を振り返ると建物被害が甚大だった須賀川の復興も進み感無量の感があります。しかし、復興を急ぐあまり須賀川の宝、須賀川らしさが継承できなかったのではないかと危惧する面もあります。須賀川を愛する一市民団体として、須賀川の顔である市庁舎・駐車場内の大木に関して請願させていただきます。

2. 請願の理由

須賀川知る古会は、まちづくり市民団体として発足し11年になります。これまで、街の歴史、歴史的建造物、景観、樹木、文化、人との交流などを通して街への関心や愛着を深め、地域の歴史・文化の継承によって街が活性化することを目的として活動をしています。

そして、「二人の円谷」（円谷英二、円谷幸吉）水野仙子、樹木巡りなど須賀川の宝である歴史・文化・景観に光をあて参加者と共に、須賀川市の魅力をピーアールするため「街かど発表会」「街かど講演会」事業を継続してまいりました。また、市内の小学校への「総合的学習への協力」は意義のある事業となっています。須賀川の将来を担う6学年全員と旧市内を歩き、ふるさと須賀川の歴史・文化・先人・樹木等を知り、調べて発表するという授業が今年で7年目になりますが、子供たちは身近な地域の歴史を熱心に調べ、誇りや愛着を感じてくれています。昨年6年生だった生徒の作文が全国で第2位になる嬉しい知らせがありました。その作文の第2章には昨年の総合的学習の経験が書かれています。

「・・・僕たち人間は何十年しか生きることではできないが木は何百年も同じ地で生きる。この木はずっと昔からここにあって、たくさんの人々の生活を見てきたのではないかと思います。」(抜粋)

つきましては、これらの思いを踏まえ、須賀川市に対して次の事項について実現を求めるものです。

【請願事項】

須賀川の未来を担う子供たちのためにも庁舎敷地内のケヤキ・イチョウは伐らないで頂きたい。

上記のとおり地方自治法第124条の規定により請願書を提出します。

